

平成二十七年防衛省令第十二号

令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の施行に伴う自衛隊法施行規則等の特例に関する省令

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成二十七年法律第三十四号）の施行に伴い、並びに自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十七条第四項及び第五十五条、自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第五条、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第五条において読み替えて準用する同法第二条第三項第三号並びに国家公務員の留学費用の償還に関する法律（平成十八年法律第七十号）第十一条において読み替えて準用する同法第三条第三項第一号、第四条第四号並びに第五条第一項及び第二項の規定に基づき、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の施行に伴う自衛隊法施行規則等の特例に関する省令を次のように定める。

（令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の施行に伴う自衛隊法施行規則等の特例）

第一条 令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第二十七条第一項において準用する同法第十七条第七項に規定する派遣職員に関する次の表の第一欄に掲げる省令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
自衛隊法施行規則第一六 国際機関六 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する（昭和二十九年総理条 第一等 防衛省の職法一という。第二項第一項の規定により派遣された者（以下「派遣職員」という。）の処遇等に関する法律の遂行に当たり、特に推賞に値する功績があつたもの（平成七年法七 令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック法第二百二十七号 令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック法第二百二十七号）以下「派遣職員」という。）の組織委員会（同法第二項第一項第八号第一項に規定する組織委員会をいう。）の特定業務の規定により（同法第二十七号第一項において読み替えて準用する同法第二十六号第一項に規定する特定業務をいう。）の遂行に当（以下「派遣たり、特に推賞に値する功績があつたもの（以下「派遣職員」という。）であつて、派遣先の機関の業務の遂行に当たり、特に推賞に値する功績があつたもの	自衛官又は	自衛官、	

第一	第二	第三	第四
（二）という。）が	（一）又はオリンピック・パラリンピック派遣職員である自衛官（以下「オリンピック・パラリンピック派遣自衛官」という。）が	（三）又は交流派遣、交流派遣自衛官又はオリンピック・パラリンピック派遣自衛官	（四）
第十三 本邦外にある職員（第八号に掲げる自衛官、第九号に掲げる職員及び法第五条において読み替えて準用する法第五項において読み替えて準用する法第二項第一項の職員を除く。）	第十三 令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）（第八号に掲げる自衛官、第九号に掲げる職員及び法第五条において読み替えて準用する法第五項において読み替えて準用する法第二項第一項の職員を除く。）	第十三 令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）（第八号に掲げる自衛官、第九号に掲げる職員及び法第五条において読み替えて準用する法第五項において読み替えて準用する法第二項第一項の職員を除く。）	第十三 令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）（第八号に掲げる自衛官、第九号に掲げる職員及び法第五条において読み替えて準用する法第五項において読み替えて準用する法第二項第一項の職員を除く。）

防衛省職員の留学費第六 業務又は（平成十八年内閣二項 府令第六十七号）を



<p>第十条又は法科大学院 第一号派遣職員が</p>	<p>いう。)の組織委員会の特定業務(ラグビー特別措置法第三条 第一項に規定する特定業務をいい、当該特定業務に係る労働 者災害補償保険法第七条第二項に規定する通勤(当該特定業 務に係る就業の場所を国家公務員災害補償法第一条の二第 一項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同 条に規定する通勤に該当するものに限る。)を含む。次条第一 号ロにおいて同じ。)を</p>
<p>業務又は</p>	<p>業務、 法科大学院派遣職員又は一般職ラグビー派遣職員が</p>
<p>教授等の業務</p>	<p>教授等の業務又は一般職ラグビー派遣職員の組織委員会の特 定業務</p>

附則

この省令は、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の施行の日(平成二十七年六月二十五日)から施行する。

附則 (平成二十八年三月二十五日防衛省令第七号)

この省令は、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十八年三月二十九日)から施行する。

附則 (令和二年二月二十四日防衛省令第一〇号)

この省令は、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日(令和二年十二月二十八日)から施行する。